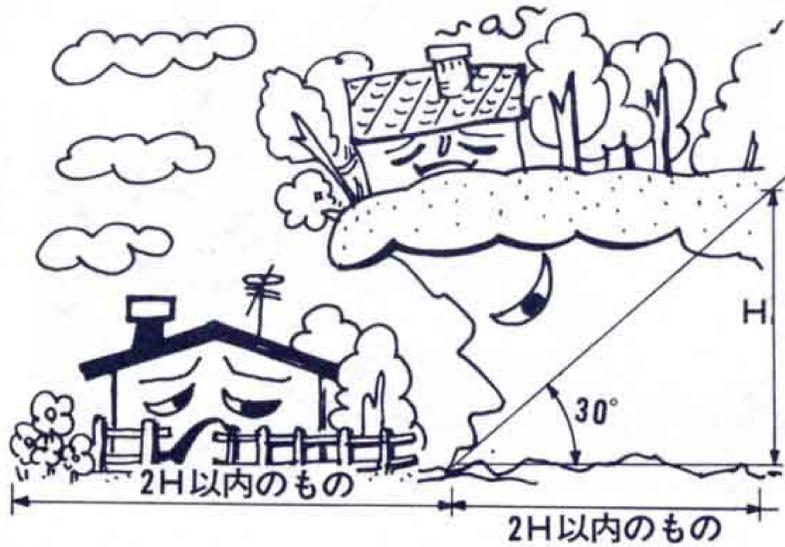


がけ崩れや山津波はもうごめん

がけ地に近い危険住宅の移転に補助金



富士市には比較的なだらかな丘陵地帯が多いため、他の市町村に比べると「がけ地」は少ない方ですが、それでも山間部へ行くとがけ地が見受けられます。このようながけ地の近くに建てられた人家は、長雨や地震の際にがけ崩れや山津波などをひき起す危険性を多分にはらんでおり、住宅が押し潰されたり貴い人命が失われる例が数多くあります。こうしたがけ地の近接危険住宅を移転する場合、国や地方公共団体から補助金が出る制度をご存知でしょうか。

危険住宅を安全な場所に移すために

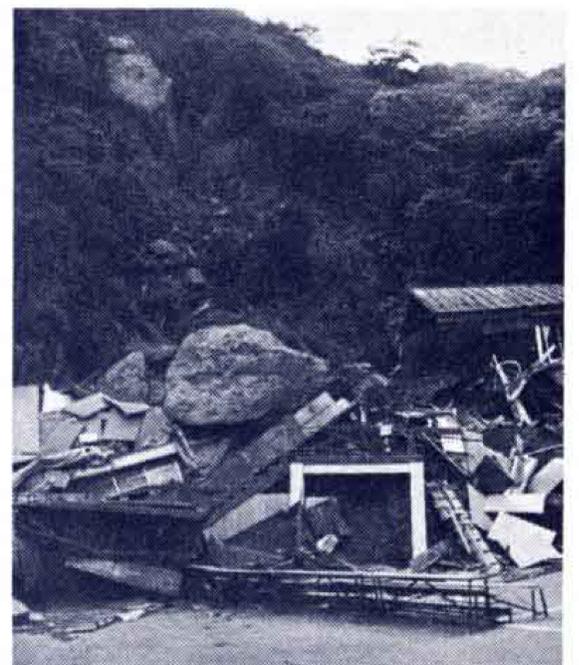
この制度は「がけ地近接危険住宅移転事業」という制度で、昭和47年にでき、がけ地の崩壊や土石流などにより住民に危険をおよぼすおそれのある区域内の危険住宅を安全な場所へ移すために国、県、市が補助金を交付する制度です。

さ)が2倍をこえるがけの下端からの高さの2倍以内の位置にあるすでに建っている住宅です。

補助金は除去等費と建物助成費

補助金は、建物の除去などの費用と建物助成費の2種類で、次のようになっています。

- 危険住宅の撤去費および移転などに要する費用として1戸当りの補助限度額は、45万5千円。
- 危険住宅にかわる住宅の建設（購入を含む）のため金融機関から融



資を受けた場合、借入れ金の利子相当額（8.5%以内）として1戸当りの補助限度額200万円。ただし、土地の取得を要しない場合は150万円です。

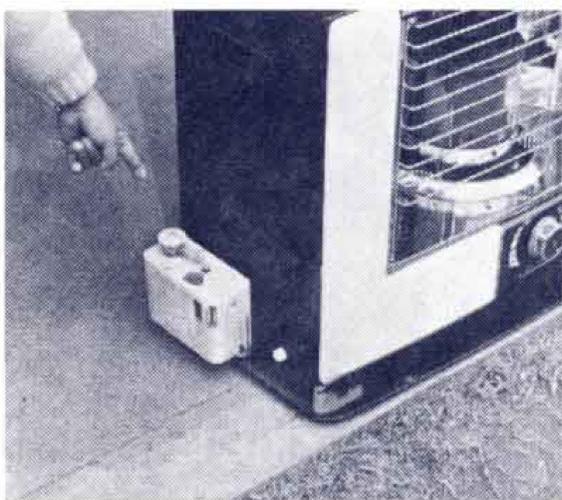
■問合せと申込先 建設部管理課

対象となる危険住宅とは

この対象となる危険住宅は、がけの高さ（がけの下端を通る30度のこう配の斜線をこえる部分について、がけの下端からその最高部までの高

ご存知ですか？

耐震装置のない石油ストーブが使えなくなります



いま、ほとんどの家庭で暖房用に使われている石油ストーブに耐震自動消火装置のついていないものは、ことしいっばいで使えなくなります。

最近、新聞、テレビ等でさかんに東海地震説が伝えられていますが、地震が起きたとき一番心配されるのが火災の発生です。このため、富士市消防本部では、地震による火災の発生を未然に防止するため去る49年

1月に火災予防条例を改正し、4年間の裕余期間をもうけて耐震自動消火装置のない石油ストーブの使用を規制することになっています。したがって53年1月1日からは耐震自動消火装置合格証のついた石油ストーブでないと使用できないこととなります。なお、最近販売されている石油ストーブにはすべてこの装置が付いており、上の図のようなラベルがはってありますのでご注意ください。